

亀岡市外に居住されている方へのご案内

みなさまのご寄附で

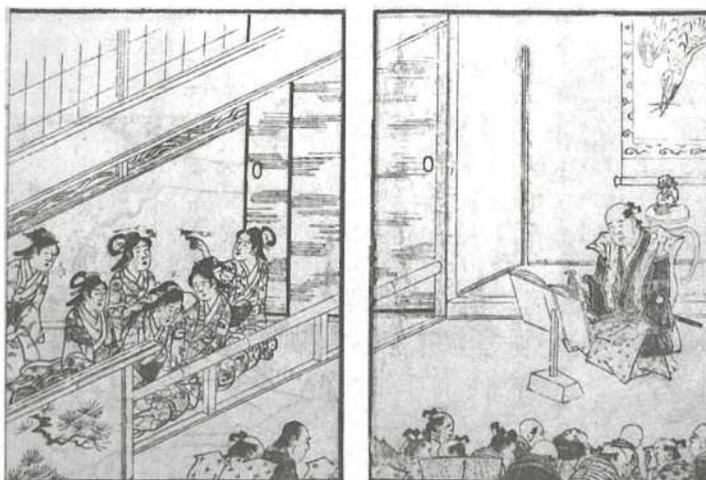
石田梅岩を顕彰し、

生誕地を整備する事業を

（亀岡市へのふるさと納税をご利用いただけます）



▲石田梅岩肖像画(京都明倫舎蔵)



▲「梅岩講釈之図」(京都明倫舎蔵『石田勘平一代記』挿入図)



心学の祖 石田梅岩

江戸時代の中期、貞享2(1685)年9月15日に現在の亀岡市東別院町の農家の二男として生まれました。京都の商家に奉公して誠実に勤めながら、小栗了雲との出会いを通じ、長らく求めていた「道」をより深く学ぶこととなり、さらに独学で研鑽を重ね、享保14(1729)年、京都の車屋町御池上ルの小さな借家で初めて開講しました。その頃としては破天荒な「聴講料不要」、「誰でもどうぞ」、「女性もどうぞ」という開講の掛行灯は人々を驚かせました。その後も人の心・人間の本质を追求し、儒教・仏教・道教の説を取り入れ、庶民の日常生活の中での道徳の実践を説きました。

「人の人たる道」を重視し、「真のころを知る」ことを力説した梅岩の学問は、後に心学と呼ばれましたが、ころの教育やころの再生が叫ばれる昨今、改めてその思想に注目すべきではないでしょうか。2019年は車屋町御池上ルでの開講から290年にあたります。この機に石田梅岩を顕彰し、その功績を内外に伝えるため、皆様のご寄附により、梅岩の里(生誕地周辺)を整備します。

◇梅岩の里の整備内容等については、現在、梅岩の里生誕地整備実行委員会において、検討を進めています。

～ふるさと納税をご利用ください～ ご利用の詳細は裏面をご覧ください

申込方法

WEBサイトからのお申込み

亀岡市ホームページ (<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>)内「ふるさと納税」サイトのページからお申込みください。

◇楽天ふるさと納税 ◇さとふる ◇ふるさとチョイス

◇ふるぽ ◇ふるなび がご利用いただけます。

謝礼品リスト・郵便振替用紙でのお申込み

申込書類・納付書をお送りしますので、下記にご連絡ください。

TEL 0570-666-532 10時～17時(年中無休1/1～1/3を除く)

寄附金の使い道は、

「心学の祖 石田梅岩を顕彰し、生誕地を整備する事業」

をお選びください。

<寄附額の控除について>

ふるさと納税寄附額のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで原則として所得税と個人住民税から全額控除されます。

(ただし、寄附をされた方のその年の年収や家族構成などのさまざまな条件によって控除額が変わりますのでご注意ください。)

<控除を受けるための手続きについて>

ふるさと納税による控除を受けるためには、確定申告が必要となります。

亀岡市からお送りする「寄附金受領証明書」を確定申告書に添付して、お住まいの住所地を管轄する税務署へ提出してください。「寄附金受領証明書」は大切に保管しておいてください。

確定申告をする必要のない方は、ワンストップ特例制度をご利用いただける場合があります。詳細は下記にお問い合わせいただくか市ホームページふるさと納税サイトの「ワンストップ特例制度について」をご覧ください。

<返礼品について>

亀岡市に住民登録がある方は返礼品の申込みができませんのでご了解ください。



<お問い合わせ>

ふるさと納税制度について

亀岡市市長公室ふるさと創生課ふるさと推進係
電話 0771-25-5060 FAX 0771-22-6372
E-mail furusato-sousei@city.kameoka.lg.jp

梅岩の里生誕地整備実行委員会について

事務局：亀岡市生涯学習部市民力推進課
電話 0771-25-5002 FAX 0771-25-0600
E-mail syougai-gakusyu@city.kameoka.lg.jp

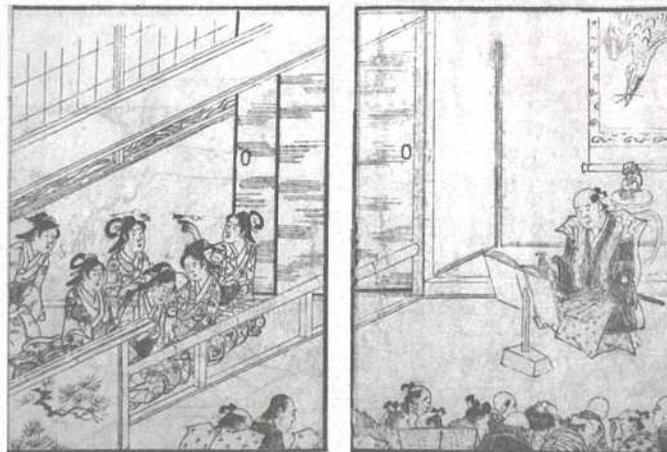
亀岡市内に居住されている方へのご案内

みなさまのご寄附で石田梅岩を顕彰し、
生誕地を整備する事業を

～亀岡市へのふるさと納税をご利用いただけます～



▲石田梅岩肖像画(京都明倫舎蔵)



▲「梅岩講釈之図」(京都明倫舎蔵『石田勘平一代記』挿入図)

亀岡が輩出した生涯学習の先駆者石田梅岩を顕彰し、その功績を市内外に伝えるため、皆様のご寄附により、梅岩の里（生誕地周辺）を整備します。

◇1万円以上ご寄附いただいた方は、寄附者名を銘板等(※注)に記載する予定ですので、希望される方はお申し出ください。(下の振替用紙に記載されている「希望する」に○をしてください。)

◇梅岩の里の整備内容等については、現在、梅岩の里生誕地整備実行委員会において、検討を進めています。

◇「ふるさと納税」についての詳細は、裏面をご覧ください。

※注：寄附者名の記載方法は、現在検討中であり、銘板でない場合もあります。書体(字体)、ポイント、字数制限等は実行委員会で決めさせていただきます。

07 大阪		払込取扱票 公				払込料金 加入者負担	
口座記号番号						金額	
0 1 0 8 0 2 9 6 0 4 0 3						千 百 十 万 千 百 十 円	
加入者名 亀岡市会計管理者						備考	
京都府亀岡市ふるさと納税 心学の祖 石田梅岩を顕彰し、生誕地を整備する事業						切り取らないでお出しいください。	
住所 〒							
氏名							
電話							
ご依頼人 1万円以上納付される方へ 銘板等への寄附者名記載 希望する ※希望される場合は○をしてください。						日 附 印	
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号大第46243号) これより下部には何も記入しないでください。							

振替払込請求書兼受領証 公

口座記号番号	0 1 0 8 0 2	払込料金 加入者負担
	9 6 0 4 0 3	
加入者名	亀岡市会計管理者	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	
ご依頼人	おとこ (郵便番号 -) おなまえ 様 【この払込は、ふるさと納税です。】	
備考	日 附 印	

【ふるさと納税をご利用の場合】



＜返礼品について＞

亀岡市に住民登録がある方は返礼品の申込みができませんのでご注意ください。

＜申込方法＞

○郵便振替用紙でのお申込み

下の郵便振替用紙に必要事項を記入し、最寄りの郵便局にてお支払いください。

○WEBサイトからのお申込み

亀岡市ホームページ内「ふるさと納税」の「さとふる」サイトの『寄附のみの方はこちら』をクリックしてお申込みください。



寄附金の使い道は、

「心学の祖 石田梅岩を顕彰し、生誕地を整備する事業」

をお選びください。

＜寄附額の控除について＞

ふるさと納税寄附額のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで原則として所得税と個人住民税から全額控除されます。（ただし、寄附をされた方のその年の年収や家族構成などのさまざまな条件によって控除額が変わりますのでご注意ください。）

＜控除を受けるための手続きについて＞

ふるさと納税による控除を受けるためには、確定申告が必要となります。

亀岡市からお送りする「寄附金受領証明書」を確定申告書に添付して、お住まいの住所地を管轄する税務署へ提出してください。「寄附金受領証明書」は大切に保管しておいてください。確定申告をする必要のない方は、ワンストップ特例制度をご利用いただける場合もあります。詳細は下記にお問い合わせいただくか市ホームページふるさと納税サイトの「ワンストップ特例制度について」をご覧ください。

＜お問い合わせ＞

ふるさと納税制度について

亀岡市市長公室ふるさと創生課ふるさと推進係
電話 0771-25-5060 FAX 0771-22-6372
E-mail furusato-sousei@city.kameoka.lg.jp

梅岩の里生誕地整備実行委員会について

事務局：亀岡市生涯学習部市民力推進課
電話 0771-25-5002 FAX 0771-25-0600
E-mail syougai-gakusyu@city.kameoka.lg.jp

梅岩の里生誕地整備実行委員会（事務局：亀岡市生涯学習部市民力推進課・(財)石田梅岩先生顕彰会）

（ご注意）

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

梅岩の里生誕地整備実行委員会タイムスケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
実行委員会 設置・運営	3月							
ふるさと納税 募集期間		6月開始						
生誕地整備に係 る実施設計								
生誕地整備工事								
規定整備等								
その他 関連事業		<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習都市宣言 30周年 ・ガレリアかめおか 開館20年 	・心学開講290年					

※ふるさと納税募集期間は2年間、目標2億円とする。なお、2年間で目標金額に達しない場合は、ふるさと納税期間延長し、整備工事についてもふるさと納税の募集期間にあわせ実施する。